

議案第18号

清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和3年3月12日提出

清水町長 阿部一男

清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 の一部を改正する条例

清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年清水町条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名中「基準等」を「基準」に改める。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 指定居宅介護支援の事業の基本方針（第2条）

第3章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準（第3条・第4条）

第4章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（第5条—第30条）

第5章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準（第31条）

第6章 雜則（第32条）

附則

第1条中「、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）」を削り、「指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援等」を「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業及び基準該当居宅介護支援（同号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）」に改める。

第2条を削る。

第2章を削り、第3章の章名中「基本方針」を「指定居宅介護支援の事業の基本方針」に改める。

第4条第3項中「支援事業者」の次に「（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）」を、「サービス等」の次に「（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）」を加え、「に」を「に」に改め、同条第4項中「当たっては、」の次に「市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する」を、「予防支援事業者」の次に「（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じな

ければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第3章中第4条を第2条とする。

第3章を第2章とし、第4章の章名中「人員」を「指定居宅介護支援の事業の人員」に改める。

第4章中第5条を第3条とする。

第6条第2項中「専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第6条第3項第1号中「管理者」を「当該管理者」に改め、同項第2号中「管理者が同一敷地内」を「当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内」に、「その管理する」を「当該」に改め、同条を第4条とする。

第4章を第3章とし、第5章の章名中「運営」を「指定居宅介護支援の事業の運営」に改める。

第7条第1項中「第21条」を「第19条」に改め、同条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を加え、「第3章」を「第2章」に改め、「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」を加え、同条第3項中「利用者又は」を「利用申込者又は」に改め、同条第4項中「規則で定めるところ」を「第7項に定めるところ」に、「規則で定めるもの」を「次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したもの交付する方法

第7条に次の4項を加える。

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第5章中第7条を第5条とする。

第8条中「理由がなく」を「理由なく」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「地域」の次に「（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第7条とし、第10条を第8条とする。

第11条第2項中「場合には」を「場合は」に、「、必要な」を「必要な」に改め、同条第3項中「までに」を「には」に改め、同条を第9条とし、第12条を第10条とする。

第13条第1項中「基づき居宅介護サービス計画費」の次に「（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）」を、「利用料」の次に「（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「に相当する額」を削り、同条を第11条とし、第14条を第12条とする。

第15条第1項中「要介護状態」を「利用者の要介護状態」に改め、同条を第13条とする。

第16条中「第3章」を「第2条」に改め、同条第2号中「当たっては」の次に「、懇切丁寧に行うことを旨とし」を加え、「ものとする」を削り、同条第3号中「及び」を「又は」に改め、同条第4号中「対象サービス」の次に「（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）」を加え、同条第5号中「及び利用料」を「、利用料」に改め、同条第6号中「置かれている」を「その置かれている」に改め、同条第9号中「会議」の次に「（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）」を加え、「（居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「専門的な」を「、専門的な」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この条において」を加え、「その他」を「その他の」に改め、同条第10号中「保険給付」を「、保険給付」に改め、同条第12号中「訪問介護計画等」を「訪問介護計画（」に改め、「第95号）」の次に「第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等同条例」を加え、同条第13号中「以下「モニタリング」という。」を削り、同条第14号中「、その他必要」を「その他必要」に、「口くう機能、」を「口腔機能」に改め、同条第15号中「介護支援専門員は、モ

ニタリング」を「介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）」に、「並びに指定居宅サービス事業者」を「、指定居宅サービス事業者」に改め、同条第16号本文中「担当者に」を「担当者から、」に改め、同号ただし書中「場合は」を「場合については」に改め、同条第18号中「認めるとき、」を「認める場合」に、「希望するとき」を「希望する場合」に改め、同条第19号中「退所しようと」を「退所をしようと」に改め、同条第20号中「町長が定める回数」を「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）（次号において「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める回数」に、「町長が定めるもの」を「同号に規定する厚生労働大臣が定めるもの」に、「位置付けられる」を「位置付ける」に改め、「当該回数以上の」を削り、「町に」を「市町村に」に、「ならないない」を「ならない」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第16条第23号中「指示があるとき」を「指示がある場合」に改め、同条第24号中「認められるとき」を「認められる場合」に、「利用する期間」を「利用する日数」に、「2分の1」を「半数」に改め、同条第25号中「サービス担当者会議」を「、サービス担当者会議」に、「必要があるとき」を「必要がある場合」に改め、同条第27号中「若しくは地域密着型サービスの種類については」を「又は地域密着型サービスの種類については」に改め、同条第28号中「当該利用者」を「指定介護予防支援事業者と当該利用者」に改め、「、指定介護予防支援事業者と」を削り、同条第30号中「同条第2項」を「、同条第2項」に改め、同条を第14条とする。

第17条の見出し中「法定代理受領サービス」を「法定代理受領サービス等」に改め、

同条第1項中「町」を「市町村」に改め、「事務を国民健康保険団体連合会」の次に「（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）」を、「受領サービス」の次に「（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）」を加え、同条第2項中「町」を「市町村」に改め、同条を第15条とし、第18条を第16条とする。

第19条の見出し中「町」を「市町村」に改め、同条中「町」を「市町村」に改め、同条第1号中「理由がないのに」を「理由なしに」に改め、同条を第17条とし、第20条を第18条とする。

第21条中「を定めておかなければならない」を「（以下「運営規程」という。）を定めるものとする」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）虐待の防止のための措置に関する事項

第21条を第19条とする。

第22条第2項ただし書中「この限りでない」を「、この限りでない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第20条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条を第21条とし、第24条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第25条中「第21条に規定する規程」を「運営規程」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第25条を第23条とする。

第26条の見出しを「（秘密保持）」に改め、同条第2項中「漏らすことが」を「漏らすことの」に改め、同条を第24条とし、第27条を第25条とし、第28条を第26条とする。

第29条第3項中「町が」を「市町村が」に、「町の」を「当該市町村の」に、「町から」を「市町村から」に改め、同条第4項中「町」を「市町村」に改め、同条第5項中「付けた」の次に「法第41条第1項に規定する」を、「又は」の次に「法第42条の2第1項に規定する」を加え、同条を第27条とする。

第30条第1項中「町及び当該」を「市町村、」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条を第28条とし、同条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第28条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条を第29条とする。

第32条第2項中「（当該利用者に対するサービスの提供が終了した日をいう。）」を削り、同項第1号中「第16条第13号」を「第14条第13号」に改め、同項第2号中「に掲げる事項を記載した利用者ごとの」を「個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した」に改め、同号イ中「アセスメント」を「第14条第7号に規定するアセスメント」に改め、同号ウ中「サービス担当者会議」を「第14条第9号に規定するサービス担当者会議」に改め、同号エ中「モニタリング」を「第14条第15号に規定するモニタリング」に改め、同項第3号中「第19条の規定による町」を「第17条に規定する市町村」に改め、同項第4号中「第29条第2項の規定による」を「第27条第2項に規定する」に改め、同項第5号中「第30条第3項の規定による」を「第28条第2項に規定する」に改め、同条を第30条とする。

第5章を第4章とし、第6章の章名中「支援」の次に「の事業」を加える。

第33条中「第29条第6項」を「第27条第6項」に、「第7条第1項及び第25条中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項」を「第5条第1項中「第19条」とあるのは「第31条において準用する第19条」と、第11条第1項」に改め、「基づき居宅介護サービス計画費」の次に「（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）」を加え、「特例居宅介護サービス計画費」を「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費」に改め、第6章中同条を第31条とする。

第6章を第5章とし、本則に次の1章を加える。

第6章 雜則

（電磁的記録等）

第32条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者（次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる

情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）及び第14条第27号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2項の見出しを「（経過措置）」に改め、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「第6条第2項（第33条）」を「第4条第2項（第31条）」に、「同条第1項（第33条）」を「第4条第1項（第31条）」に改め、附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第4条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあっては、同日において当該事業を行っている事業所）であって、同日において当該事業所における第4条第1項（第31条において準用する場合を含む。）に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第4条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第4条第1項（第31条において準用する場合を含む。）に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第14条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日まで

の間、この条例による改正後の清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第5項及び第28条の2（これらの規定を新条例第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第19条（新条例第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第19条中「、次に」とあるのは「、第6号に掲げる事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（同号に掲げる事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2（新条例第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2（新条例第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第22条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。